

第14回 お江戸こうとう 紅葉祭り

秋の船上

江戸三昧船遊樂

マンドリン演奏と

江東湾岸クルージング

11/13
(土)

添乗員とガイドが同行
食事：季節替り弁当
募集：45名

※大人（成人）・最少催行人員1名

旅行代金：お一人様

4,000円

行程（日帰り）

深川富士見（釣船橋乗船場 / 9:50 集合）～出航（10:00）
隅田川、湾岸エリアクルーズ（昼食・マンドリン鑑賞）
～深川富士見（釣船橋乗船場 / 下船後 13:00頃解散予定）

- 演 奏：マンドリン楽団「空」
- 利用船舶：第三十五富士見「北斎」/ 深川富士見



※写真はイメージです

お申込み
お問合せ

裏面の条件書をご一読いただき、申込書にご記入の上、店頭で
申し込み、または、電話・FAX・メールにてお送りください。
プログラム企画：NPO 法人本所深川 旅行企画・実施：一般社団法人 江東区観光協会

「秋の船上 マンドリン演奏と江東湾岸クルージング」ツアー参加申し込み

※本申込書にご記入のうえ、店頭・FAX・メールにてお申込み、または、お電話ください。

電話:03-6458-7400 / FAX:03-6458-7420

mail : info@koto-kanko.jp

ツアーデ	11月13日(土)		※送迎バス	<input type="checkbox"/> 利用する	<input type="checkbox"/> 利用しない
代表者	ふりがな		年齢	住所	
	①氏名		歳	〒	
	ご自宅 電話番号		携帯 電話番号		
同行者	ふりがな		年齢	ふりがな	年齢
	②氏名		歳	③氏名	歳
	ふりがな		年齢	ふりがな	年齢
	④氏名		歳	⑤氏名	歳
質問事項					

※本申込書で5名までお申し込みできます。

ご旅行条件書・抜粋

お申し込みいただく前に必ずお読みください。

この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

1. この旅行は一般社団法人江東区観光協会(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する募集型企画旅行です。

2. 旅行契約の内容・条件は、当チラシの記載内容ならびに、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)および当社約款「標準旅行業約款 募集型企画旅行契約の部」によります。

3. お申し込み方法

本申込書に必要事項をご記入のうえ、店頭で申し込み、または、電話・FAX・メールにてお送りください。

4. 契約の成立時期

この旅行の契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受領した時点に成立するものといたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日までの当社の定める期日までに、お支払いいただけます。

6. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、食事料金および消費税等諸税

7. 旅行代金に含まれないもの

当チラシに明示されていないものは含まれません。旅行中の個人的費用や集合地まで、または解散地からの交通費は含まれません。

8. 個人情報

当社は、旅行申込の際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において旅行サービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

また、当社は各種企画のご案内、統計資料の作成、アンケートのお願いにお客様の個人情報を利用させていただく場合があります。その他、当社の個人情報の取扱いに関する方針は、当社のウェブサイト(<https://koto-kanko.jp/>)をご覧ください。

9. 旅行の催行について

お客様の人数が当チラシに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

10. 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、次に定める取消料をいただきます。

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり) 旅行代金に対する料率
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって11日目にあたる日までに解除する場合	無料
10日目にあたる日以降8日目にあたる日までに解除する場合	旅行代金の20%
7日目にあたる日以降2日目にあたる日までに解除する場合	旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
当日に解除する場合	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

11. その他

掲載写真はイメージです。

天候、その他事情によりコース・航路が変更になる場合がございます。

12. ご旅行条件の基準

この旅行条件は、2021年8月1日を基準としています。

■旅行企画・実施 東京都知事登録旅行業 3-7455号

一般社団法人江東区観光協会

東京都江東区東陽 4-5-18 江東区産業会館内

(一社)全国旅行業協会正会員

総合旅行業務取扱管理者／千賀美友紀

TEL : 03-6458-7400 / FAX : 03-6458-7420

募集型企画旅行実施可能区域／江東区・中央区・港区
墨田区・品川区・大田区・江戸川区

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行の取り扱う営業所での取引の責任者です。この旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。